

○名護市被保護者金銭管理等自立支援事業実施要綱（案）

令和4年 月 日

告示第 号

（趣旨）

第1条 この要綱は、名護市福祉事務所が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護を受けている者（以下「被保護者」という。）に対し実施する名護市被保護者金銭管理等自立支援事業（以下「本事業」という。）について、実施手順その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 被保護者で、生活費を適正に管理できずに生活に支障をきたしている者の金銭管理支援を実施することにより、安定した生活の維持を支援するとともに、その意欲や金銭管理能力を向上させ、日常生活自立の促進を図ることを目的とする。

（支援対象者）

第3条 支援対象者は、本事業による金銭管理支援が必要と名護市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が認める被保護者で、本事業の利用に同意する者のうち、次のいずれかに該当するもの（以下「対象者」という。）とする。ただし、成年後見制度又は沖縄県社会福祉協議会の日常生活支援事業等の他法他施策を活用し課題の解決を図ることができる場合を除く。

- (1) 意志判断能力があるが、金銭管理等に不安がある者。
- (2) 日常生活に必要な金銭の出納や支払いが困難な者
- (3) 医療機関に入院中の者又は施設に入所中（以下「入院・入所者」という。）であり、自ら金銭管理を行うことが困難な者
- (4) 成年後見人の選定手続き中の者で、成年後見人を選定するまでの間、金銭管理等支援が必要と福祉事務所長が認める者
- (5) その他金銭管理支援を行わなければ、日常生活に支障が生じると福祉事務所長が認める者

(事業内容)

第4条 本事業による支援の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活費の管理支援

- ア 生活保護費、年金及び各種手当等の管理支援
- イ 日常生活に必要な預貯金の払戻し及び預け入れの支援
- ウ 生活保護費の分割振込み又は分割手渡し支援
- エ 家賃及び公共料金等の支払代行及び手続きの支援
- オ 入院・入所者の日用品費等の支払支援
- カ 預貯金通帳、印鑑及び年金証書等の保管

(2) 手続支援

- ア 金融機関口座開設及び振込先変更等の手続支援

(事業の委託)

第5条 福祉事務所長は、本事業を適切に運営することができると認められる社会福祉法人等の事業者に、本事業を委託して行うことができる。

(利用の申請等)

第6条 対象者は、生活保護担当職員(以下「現業員」という。)による本事業の説明を受けた上で本事業の利用を希望するときは、名護市被保護者金銭管理等自立支援事業利用申請書兼同意書(様式第1号)を福祉事務所長に提出する。

2 福祉事務所長は、本事業の利用を承認するときは、名護市被保護者金銭管理等自立支援事業利用承認書(様式第2号)により対象者に通知する。

3 福祉事務所長は、本事業を委託して行う場合には、名護市被保護者金銭管理等自立支援事業依頼書(様式第3号)により受託事業者へ対象者についての支援の開始を通知する。

4 支援の依頼に当たっては、受託事業者が支援を行うのに必要な範囲で、利用者に関する情報を利用者情報引継書(様式第4号)により提供し引き継ぐものとする。

(財産等の預かり)

第7条 福祉事務所長は、第6条第1号の規定により財産等を預かる場合、預かり証(様式第5号)を利用者に交付する。

2 本事業を委託して行う場合には、受託事業者が預かり証を利用者に交付し、その写しを福祉事務所長に提出するものとする。

(利用の期間)

第8条 利用の期間は、福祉事務所長が本事業の利用を承認した日から、当該承認した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、本事業を利用する対象者(以下「利用者」という。)が引続き本事業の利用を希望し、福祉事務所長が事業利用の必要性があると判断した場合には、期間の延長を妨げない。

(利用の変更)

第9条 利用者は、本事業の利用内容の変更を希望するときは、名護市被保護者金銭管理等自立支援事業変更利用申請書兼同意書(様式第1号)を福祉事務所長に提出するものとする。

2 福祉事務所長は、前項に規定する申請があり、利用内容の変更を適切と認めるときは、名護市被保護者金銭管理等自立支援事業変更利用承認書(様式第2号)により利用者に通知するとともに、本事業を委託して行う場合には、当該通知の写しを受託事業者に通知する。

(支援の終了)

第10条 利用者が次の各号のいずれかに該当し、福祉事務所長が支援終了の決定をしたときは、本事業による支援は終了する。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者が保護廃止になったとき。
- (3) 利用者が支援を辞退したとき。
- (4) 前各号のほか、福祉事務所長が本事業を行う必要がないと判断したとき。

2 福祉事務所長は、本事業による支援を終了したとき(前項第1号を除く。)は、名護市被保護者金銭管理等自立支援事業支援終了通知書(様式第6号)に

より当該支援を終了した者に通知するとともに、本事業を委託して行う場合には、当該通知の写しを受託事業者に通知する。

- 3 福祉事務所長又は受託事業者は、本事業により保管する金銭及び書類等を現業員及びその他職員による複数体制のもとで確認し、速やかに当該支援を終了した者に引き渡す。

(財産等の返却)

第 11 条 福祉事務所長は、財産等を預かっている利用者への支援が終了した場合は、受領証（様式第 7 号）と引換えに財産等を利用者に返却する。

- 2 本事業を委託して行う場合には、受託事業者が受領証と引換えに財産等を利用者に返却し、その写しを福祉事務所長に提出するものとする。

- 3 本事業を委託して行う場合、受託事業者は、利用者の死亡又は失踪等により支援を終了した場合で、利用者本人に直接財産等を返却できないときは、当該財産等を福祉事務所長に引渡し、福祉事務所長から受領証を受け取るものとする。

(支援報告)

第 12 条 本事業を委託して行う場合には、受託事業者は、金銭管理支援事業月報、対象者別の金銭管理支援事業報告書等を作成し、支出した証拠書類等の写しを添付した上で、福祉事務所長に、毎月 10 日までに前月の報告を提出しなければならない。

(受託事業者との調整)

第 13 条 本事業を委託して行う場合には、支援の具体的な内容や方法等について、対象者、保護の実施機関、受託事業者の三者で十分に協議するとともに、書面において確認を行うものとし、支援の実施に当たり保護の実施機関と受託事業者は適宜連携を図るものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

様式第1号（第6条関係）

名護市被保護者金銭管理等自立支援事業（ 利用 ・ 変更 ） 申請書兼同意書

年 月 日

名護市福祉事務所長 様

次の①～⑤について説明を受け、内容に同意の上、「名護市被保護者金銭管理等自立支援事業」の（ 利用 ・ 変更 ）を希望するので申し込みます。

<p>（事業の内容）</p> <p>① この事業の対象者は、名護市で生活保護を受給している者であり、本事業の支援を受けることで、安定的な社会生活を営み、意欲や能力を向上させ、日常生活の自立を促すことを目的としています。</p> <p>② この事業を利用する場合は、事業の受託法人があなたの生活保護費や年金、預貯金通帳などをお預かりし、生活に必要な支払・手続の代行、預貯金の管理、お金の使い方に関する助言、福祉サービスの利用に関する相談などの支援を行うこととなります。</p> <p>（個人情報の取扱い）</p> <p>③ この事業の実施に当たり、支援のために必要があるときは、福祉事務所が保有する個人情報について関係機関に提供します。</p> <p>④ この事業の実施に当たり、知り得た情報は守秘義務を厳守します。</p> <p>（支援の終了）</p> <p>⑤ 支援開始後、利用者の生活保護が廃止となるなど、この事業の支援対象でなくなったとき、利用者が書面により利用の終了を申し出たとき、その他利用継続が困難であると福祉事務所長が判断したときは、支援を終了します。</p>	
---	--

ふりがな	
氏 名	
住 所	〒
電話番号	( )
生年月日	年 月 日
利用内容	<input type="checkbox"/> 日常生活費の管理支援 <input type="checkbox"/> 手続支援

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日  
号

申請者 様

名護市福祉事務所長 印

名護市被保護者金銭管理等自立支援事業（ 利用 ・ 変更 ） 承認書

年 月 日付けで申込のあった、名護市被保護者金銭管理等自立支援事業の（ 利用 ・ 変更 ）について、次のとおり通知します。

氏 名	
住 所	
生年月日	年 月 日
承認・不承認	<input type="checkbox"/> 次のとおり承認します。  支援内容 ( )  利用開始日： 年 月 日 から  <input type="checkbox"/> 次の理由により不承認とします。 ( )

\_\_\_\_\_様

名護市福祉事務所長

印

名護市被保護者金銭管理等自立支援事業依頼書

次の対象者について、名護市被保護者金銭管理等自立支援事業による支援を依頼します。

支援対象者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日
支援内容	<input type="radio"/> 日常生活費の管理支援 <input type="checkbox"/> 生活保護費、年金及び各種手当等の管理支援 <input type="checkbox"/> 日常生活に必要な預貯金の払戻し及び預入れの支援 <input type="checkbox"/> 生活保護費の分割振込み又は分割手渡し支援 <input type="checkbox"/> 家賃及び公共料金等の支払代行及び手続きの支援 <input type="checkbox"/> 入院・入所者の日用品費等の支払支援 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳、印鑑及び年金証書等の保管 <input type="radio"/> 手続支援 <input type="checkbox"/> 金融機関口座開設及び振込先変更等の手続支援	
依頼期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
備考		

様式第4号（第6条関係）

利用者情報引継書

氏名（かな）	生年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所 〒	電話番号	
周辺地図（別紙）		
生活歴（出身・学歴・家庭状況・結婚歴・住居・家事・基本的生活習慣・身辺自立 等）		
健康状態（既往歴・治療状況（病名・医療機関名）・障害の有無・福祉サービス利用歴 等）		
就労（職歴・職務内容・勤務時間・雇用形態 等）		
経済状況（収入・預貯金・年金・生活保護費・借金 等）		
その他特記事項		



様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_様

名護市福祉事務所長

印

名護市被保護者金銭管理等自立支援事業終了通知書

年 月 日付けで承認した、名護市被保護者金銭管理等自立支援事業による支援を終了しますので通知します。

氏 名	
住 所	
終了年月日	年 月 日
終了の理由	

様式第7号（第11条関係）

\_\_\_\_\_様

受領証

名護市生活保護受給者金銭管理自立支援事業実施要項第11条第1号の規定に基づき、名護市福祉事務所（受託事業者）に 年 月 日付で預けた次の財産等について、確かに受領しました。

預貯金通帳

( ) 冊

金融機関名、支店名及び口座番号

[ ]

印鑑

( ) 本

年金証書

その他

[ ]

年 月 日

氏名： \_\_\_\_\_